

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名




被告 国

答 弁 書

平成20年12月17日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福	光	洋	
益	子	浩	
山	田	重	
和	田	幸	
山	本	文	
長	尾	成	
阿	部	録	
田	留	章	
清	水	享	
大	野	祥	
小	川	伸	
武	田	善	

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局 訟務部 行政訟務部門 益子あて

(電 話 03-5213-1397)

(FAX 03-3515-7307)

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 第2 請求の原因に対する認否

### 1 「1 はじめに」について

#### (1) 第1段落及び第2段落について

昭和26年(1951年)から昭和40年(1965年)までの間に日本国政府と大韓民国(以下「韓国」という)政府との間において会談(以下「日韓会談」という。)がなされたこと、日韓会談の議事録、添付資料及び内部検討文書などの行政文書を外務省が保有していること、同年6月22日に日韓基本条約が締結されたことは認め、その余は不知。

#### (2) 第3段落について

平成17年(2005年)に韓国政府が、同政府保有にかかる文書を開示したことは認めるが、全面開示したこと及びその余は不知。

#### (3) 第4段落について

原告らによる外務省に対する情報公開請求以外にも外務省に対する情報公開請求がなされていること、及び、請求件名に「日韓会談」という語が含まれている請求が合計13回あったことは認め、外務省が日韓会談に関する行政文書の大半を不開示とする対応を取ったこと及び30年を経過した外交文書を自主的に公開する外交記録制度においても日韓会談に関する行政文書を公開しないでいたことは否認し、その余は不知。

なお、本件各訴えの対象外の文書であるが、原告ら433名が平成18年4月25日付けで、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」または「情報公開法」という。)に基づ

き外務大臣に対して行った、訴状添付の別紙「請求文書目録」記載の文書についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る文書の一部（本件開示請求に対する文書番号33から38まで）については、平成19年8月に実施された第20回外交記録公開において公開されている。

(4) 第5段落について

認否の要を認めない。

2 「2 本件情報公開請求(開示請求番号：2006-00588)の経過」について

(1) 「(1)」について

認める。

(2) 「(2)」について

外務大臣が、原告らの情報公開請求に対し、平成20年(2008年)4月18日、原告の訴状添付の別紙「請求文書目録」記載の文書のうち、同添付の別紙「一部不開示文書目録1」記載の文書について一部不開示とする処分をしたことは認める。

(3) 「(3)」について

ア 外務大臣が、原告らの情報公開請求に対し、平成20年(2008年)5月2日、原告の訴状添付の別紙「請求文書目録」記載の文書のうち、同添付の別紙「一部不開示文書目録2」記載の文書について一部あるいは全部を不開示とする処分をしたことは認める。同目録備考欄において、同年5月26日付変更と記載されたもののうち、法5条1号及び2号以外を理由とする不開示決定(原告らが本件訴訟において取消しを求める不開示決定。訴状5ページ)の変更にあたるのは、文書525に関する決定の変更のみである。。その決定の変更は、法5条3号に該当するとして不開示とした箇所を縮小したものである(乙第1号証の1・7枚目、乙1号証の2・1枚目及び7枚目)。

イ また、別紙「一部不開示文書目録2」の71番文書1307の処分は「部分開示」ではなく、「不開示」である（甲第23号証5枚目）。

#### (4)「(4)」について

ア 外務大臣が、原告らの情報公開請求に対し、平成20年（2008年）5月9日、原告の訴状添付の別紙「請求文書目録」記載の文書のうち、同添付の別紙「一部不開示文書目録3」記載の文書について一部あるいは全部を不開示とする処分をしたことは認める。同目録備考欄において、同年5月26日付変更とされているもののうち、法5条1号及び2号以外を理由とする不開示決定の変更にあたるのは、文書687、文書693、文書1518及び文書1594に関する決定の変更である。）その決定の変更は、法5条3号に該当するとして不開示とした箇所をすべて縮小したものである（乙第2号証の1・5枚目、乙第2号証の2・1枚目及び5枚目、乙第3号証の1・5枚目、乙第3号証の2・1枚目及び5枚目、乙第4号証の1・7枚目、乙第4号証の2・1枚目及び7枚目、乙第5号証の1・7枚目、乙第5号証の2・1枚目及び7枚目）。

イ 別紙「一部不開示文書目録3」の8番文書387（甲第27号証2枚目）、106番文書1355（甲第61号証4枚目）、153番文書1566（甲第75号証4枚目）、157番文書1571（甲第75号証6枚目）、161番文書1595（甲第77号証3枚目）、215番文書1742（甲第86号証4枚目）及び228番文書1759（甲第86号証9枚目）の各処分は、いずれも「部分開示」ではなく「不開示」である。

ウ 5月9日付け「行政文書の開示請求にかかる決定について（通知）情報公開01165号」の「不開示理由一覧」（甲第90号証8枚目）の「理由2」の「不開示とした部分」の末尾に記載されている「文書1060（8頁目）」は誤記であるから、削除する。

したがって、「一部不開示文書目録3」63番文書1060は該当がな

くなる。

なお、文書1060は「一部不開示文書目録2」46番に記載されている（甲第18号証4枚目）。

#### (5)「(5)」について

##### ア 第1段落について

認める。

##### イ 第2段落について

平成19年12月26日に東京地方裁判所民事第38部において外務大臣が開示決定等を行わないことが違法であることを確認する判決がなされたこと、同判決について国が控訴し、同訴訟は東京高等裁判所第17部に係属し、平成20年（2008年）5月9日までにすべての開示決定等を行ったことにより同年7月1日の口頭弁論で原告がこの訴訟を取り下げ、国が後日取下げに同意したことにより本件訴訟が終了したことは認めるが、その余は知らないし争う。

##### ウ 第3段落について

平成20年（2008年）6月10日、原告ら433名が本件処分に関して外務大臣に対し異議申立てを行ったことは認める。

なお、外務大臣は、上記異議申立てに手続上不備があったため、同年7月7日付けで補正命令書を発出し補正を求めた（情報公開第01810号、乙第6号証）。

これに対し、原告らは、同年8月29日付けで「異議申立書への補充」と題する文書（乙第7号証）とともに添付書類として①吉澤文寿を総代として選出する同意書（以下「同意書」という）253通、②異議申立人目録、③異議申立書（2008年8月28日訂正、乙第8号証）及び④訴訟委任状（乙第9号証）を提出した。

しかしながら、開示請求者433人名中上記253名だけが同意書を

提出しており、一方、同意書未提出者中4名は死亡と記されているのみで証拠書類の添付がないほか、残り176名については同意書が提出されていないところ、上記「異議申立書への補充」と題された文書「3、その他」に「同意書の提出のない異議申立人については、別途協議させていただきます。」と記載されているのみで、平成20年10月14日（訴状日付）時点において、原告らから何ら連絡がなされていない状況にある。

以上のとおり、原告らによる異議申立てについては手続上の不備が治癒されておらず、本件決定に関する異議申立てにかかる補正は完了していないことから、情報公開法18条に基づく情報公開・個人情報保護審査会の諮問手続に付すことができない状態が継続している。

#### (6) 「(6)」について

外務大臣が、全部又は一部不開示とした理由は、情報公開法5条1号(個人に関する情報)、2号(法人等に関する情報)、3号(国の安全等に関する情報)、4号(公共の安全等に関する情報)及び6号(事務又は事業に関する情報)によるという限りにおいて認める。

#### (7) 「(7)」について

認否の要を認めない。

### 3 「3 本件処分の違法性」に関して

#### (1) 「(1)」について

第1文は認めるが、第2文は否認し、争う。

#### (2) 「(2)」について

##### ア 第1段落について

昭和26年(1951年)に日韓会談が開始されてから現在(平成20年)まで57年が経過していること、昭和41年(1965年)に日韓基本条約が締結されたことは認め、「このような過去の歴史的な事実

について、その内容や存在が明らかになったとしても、日本外交に不利益を生ずるおそれがあるとは認められず、事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれもなく、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼすおそれも認められない。」は否認して争い、その余は不知。

イ 第2段落について

平成17年(2005年)に韓国政府が保有していた日韓会談に関する韓国側文書を公開したことは認めるが、全面公開であったこと及びその余は不知。

ウ 第3段落について

否認し、争う。

エ 第4段落について

全面的に否認し、争う。

(3) 「(3)」について

原告が提出した甲第2号証ないし甲第97号証にかかる各行政文書の不開示決定処分中、法5条1号(個人に関する情報)及び同条2号(法人に関する情報)を理由とするものがあることは認めるが、その余については認否の要を認めない。

4 「4 本件不開示部分の開示の義務付け」に関して

(1) 「(1)」について

認める。

(2) 「(2)」について

情報公開法5条本文において「行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定されていることは認め、その余は否認し、争う。



(3) 「(3)」について

全面的に否認し、争う。

5 「5 日韓会談及び日韓基本条約の締結の経緯」について

認否の要を認めない。

6 「6 韓国での日韓会談文書の全面公開」について

(1) 「(1)」について

平成17年(2005年)に韓国政府が保有していた日韓会談に関する韓国側文書を公開したことは認める(ただし、全面公開か否かは不知)が、その余は、不知又は認否の要を認めない。

(2) 「(2)」について

第1文は不知又は認否の要を認めない。

第2文は争う。

7 「7 まとめ」について

争う。

第3 被告の主張

おって、準備書面により主張する。